

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

生命保険付ローンと相続税

Q: 私は、銀行からのローンでマンションを買ったのですが、このローンには団体信用生命保険というものがついています。

もし、私がローンの返済中に死亡した場合、生命保険金とローンは、税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

A: 生命保険金もローンの残高もなかったものとされます。

【解説】

団体信用生命保険とは、住宅ローンの借入れをした人が万一のとき、その借入金を生命保険金で弁済できるようになっているもので、銀行等を契約者及び保険金の受取人とし、借入れをした人を被保険者とする契約になっています。

このような内容の生命保険付ローンにおいては、債務者の死亡により、銀行が保険金を受け取ると同時に債務者のローンの未払金が消滅することになります。

したがって、相続人には実質的に承継される債務はなく、その未払金は債務者の相続開始の際に現に存していたものとはいえませんので、債務として控除することはできません。

ちなみに、受取人を自己、配偶者又はその他の親族とする生命保険契約の保険料を支払った人は、支払った保険料の全額を所得税の生命保険料控除の対象とすることができますが、銀行等が受取人になっている住宅ローンにセットされている生命保険料は、生命保険料控除の対象とすることはできません。

